

参 考 統 計 表

第1表	通常訴訟事件, 略式請求事件の処理状況 〔参考グラフ〕 通常訴訟事件, 略式請求事件の推移	(平成22年～令和元年) 一高裁・地裁・簡裁—— 1 (平成22年～令和元年) 一高裁・地裁・簡裁—— 1 〔参考グラフ〕 通常第一審事件の新受人員の推移 (昭和24年～令和元年) 一地裁—— 2
第2表	長期係属実人員の長期化事由別内訳	(平成22年～令和元年) 一高裁・地裁—— 3
第3表	事案複雑等を事由として審理期間が2年を超える長期係属事件の 合議(法定・裁定)・単独別, 罪名別審理長期化の事由 〔参考グラフ〕 事案複雑等を事由とする長期係属実人員の推移	(令和元年末現在) 一地裁—— 3 (平成12年～令和元年各年末現在) 一高裁・地裁・簡裁—— 4
第4表	被疑者段階の国選弁護人請求の処理状況	(平成22年～令和元年) 一地裁・簡裁—— 5
第5表	通常第一審において弁護人が選任された人員	(平成22年～令和元年) 一地裁・簡裁—— 6
第6表	通常第一審における終局事件の自白・否認別平均審理期間, 平均開廷回数, 平均開廷間隔及び平均取調べ証人数	(平成22年～令和元年) 一地裁・簡裁—— 7
第7-1表	通常第一審における終局人員の審理期間, 平均開廷回数及び平均開廷間隔	(平成22年～令和元年) 一地裁—— 8
第7-2表	通常第一審における終局人員の審理期間, 平均開廷回数及び平均開廷間隔	(平成22年～令和元年) 一簡裁—— 9
第8表	通常第一審における通訳翻訳人が付いた外国人事件の有罪人員 〔参考グラフ〕 通常第一審における通訳翻訳人が付いた外国人事件の有罪人員の推移	(平成22年～令和元年) 一地裁・簡裁—— 10 (平成22年～令和元年) 一地裁—— 10
第9表	通常第一審における被告人に通訳翻訳人が付いた外国人事件の言語別終局人員	(平成27年～令和元年) 一地裁・簡裁—— 11
第10表	簡易公判手続決定人員と決定取消人員	(平成22年～令和元年) 一地裁・簡裁—— 12
第11表	刑訴法332条による移送人員	(平成22年～令和元年) 一簡裁—— 12
第12表	即決裁判手続により審判が行われた人員	(平成22年～令和元年) 一地裁・簡裁—— 13
第13表	控訴申立人員及び控訴率	(平成22年～令和元年) 一地裁・簡裁—— 14
第14表	犯罪被害者保護関連法に基づく諸制度の実施状況	(平成22年～令和元年) 一高・地・簡裁総数—— 15
第15-1表	通常第一審における被害者参加の申出があった事件の状況(処断罪名別)	(令和元年) 一地・簡裁総数—— 16
第15-2表	通常第一審における被害者参加の申出があった事件の状況(年別)	(平成22年～令和元年) 一地・簡裁総数—— 16
第16表	刑事損害賠償命令事件の処理状況	(平成22年～令和元年) 一地裁—— 17
第17表	刑事損害賠償命令事件の終局区分別終局件数	(平成22年～令和元年) 一地裁—— 17
第18表	逮捕状の請求と発付等	(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 22, 27～令和元年) 一簡裁・地裁—— 18
第19表	差押・記録命令付差押・捜索(許可)状・検証許可状の請求と発付等	(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 22, 27～令和元年) 一簡裁・地裁—— 19
第20表	勾留請求と勾留状の発付等	(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 22, 27～令和元年) 一簡裁・地裁—— 20
第21表	通常第一審における勾留, 保釈請求, 保釈人員及びその割合	(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 22, 27～令和元年) 一簡裁・地裁—— 21
第22表	準抗告事件の処理状況	(平成22年～令和元年) 一地裁—— 22
第23表	医療観察処遇事件における終局区分	(平成22年～令和元年) 一地裁—— 23

最高裁判所事務総局刑事局

(令和2年3月27日作成)

第1表 通常訴訟事件, 略式請求事件の処理状況

(平成22年～令和元年) - 高裁・地裁・簡裁

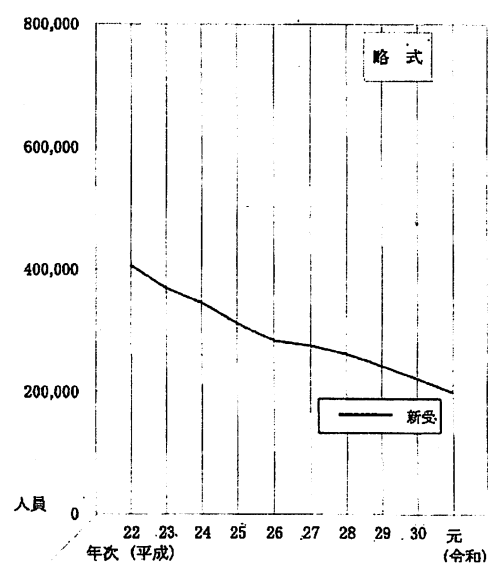
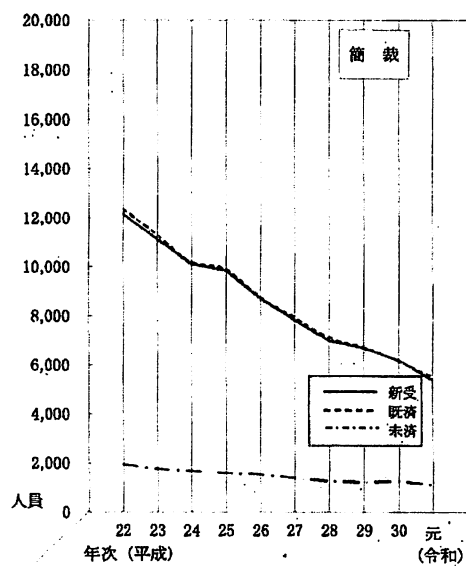
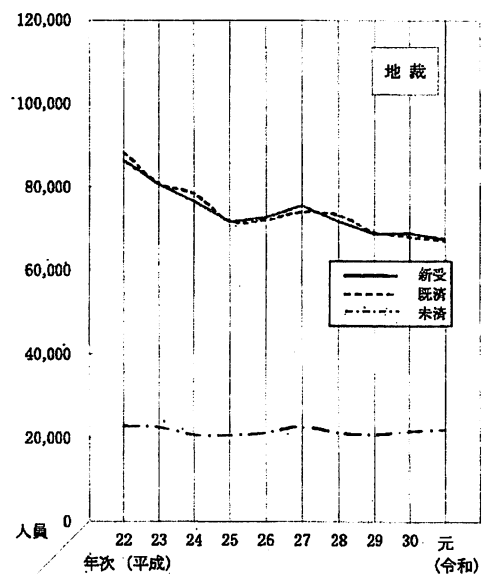
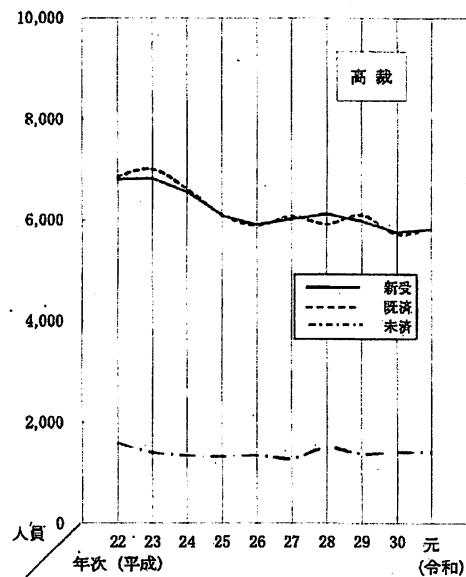
区分 年次	通 常 訴 訟 事 件									略 式 命 令 請 求 事 件 (新 受 人 員)
	高 裁			地 裁			簡 裁			
	新 受 人 員	既 済 人 員	未 済 人 員	新 受 人 員	既 済 人 員	未 済 人 員	新 受 人 員	既 済 人 員	未 済 人 員	
平成 22 年	6,803	6,856	1,590	86,387	88,399	22,819	12,164	12,382	1,923	406,070
23	6,824	7,006	1,408	80,608	80,888	22,539	11,113	11,284	1,752	369,670
24	6,556	6,619	1,345	76,588	78,395	20,732	10,105	10,202	1,655	345,150
25	6,091	6,108	1,328	71,771	71,904	20,599	9,842	9,912	1,585	312,248
26	5,905	5,890	1,343	72,776	72,115	21,260	8,694	8,758	1,521	284,342
27	6,017	6,078	1,282	75,566	74,112	22,714	7,821	7,957	1,385	275,994
28	6,124	5,910	1,496	71,900	73,359	21,255	6,991	7,117	1,259	262,491
29	5,976	6,098	1,374	68,830	69,296	20,789	6,681	6,724	1,216	242,970
30	5,750	5,710	1,414	69,028	68,163	21,654	6,197	6,167	1,246	222,478
令和 元 年	5,814	5,828	1,400	67,553	67,221	21,986	5,384	5,519	1,111	199,510

(注) 1 延べ人員(同一被告人につき別件が係属した都度累積計上)である。

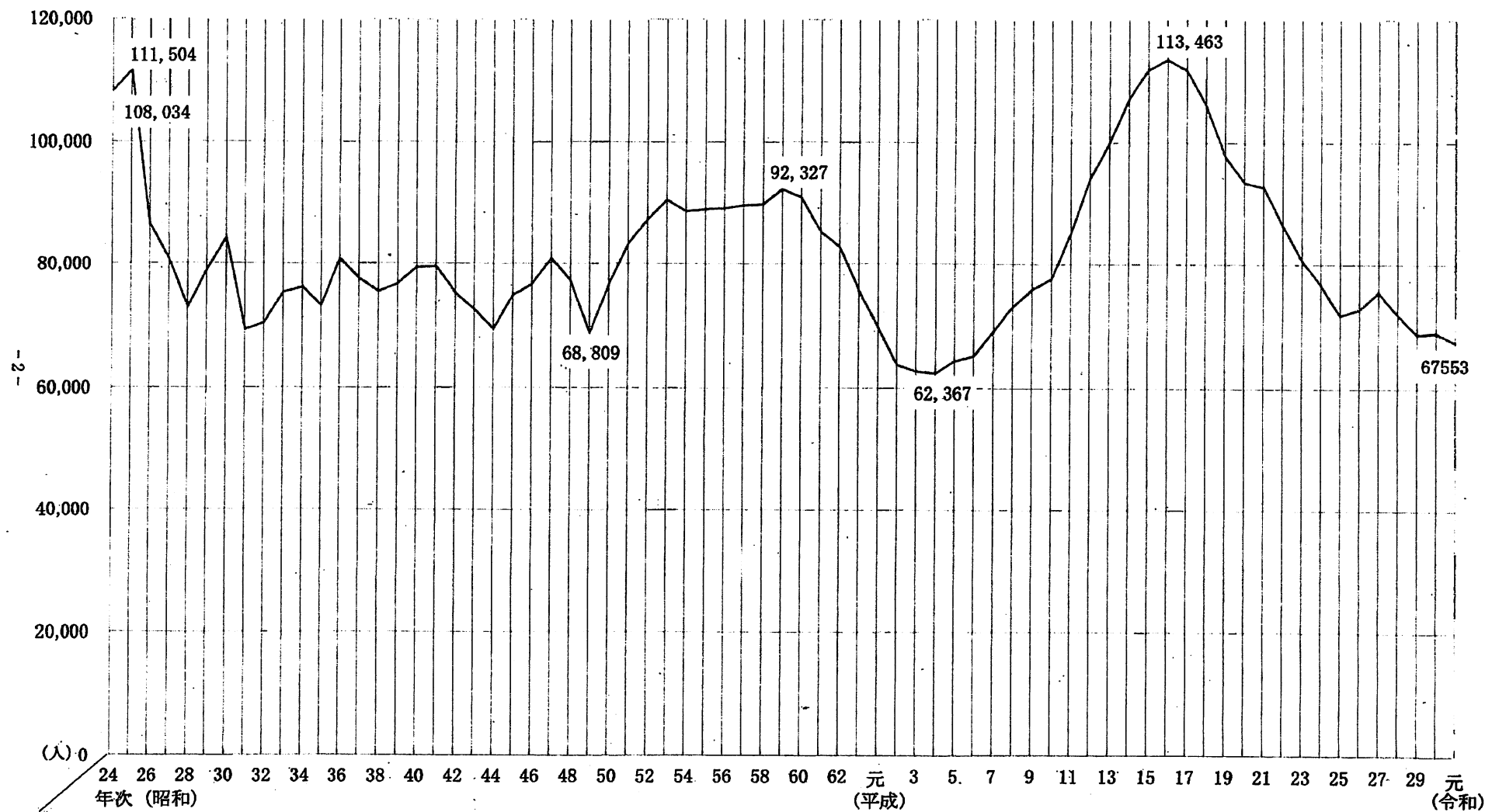
2 令和元年は速報値である。

[参考グラフ]

通常訴訟事件, 略式請求事件の推移



〔参考グラフ〕 通常第一審事件の新受人員の推移（昭和24年～令和元年） 一地裁



- (注) 1 延べ人員であり、再審事件を含まない。
2 令和元年は速報値である。

第2表 長期係属実人員の長期化事由別内訳

(平成22年～令和元年) 一高裁・地裁

裁判所 長期化事由 年次	高 裁			地 裁			
	総 数	事案複雑等	逃 亡 等	総 数	事 案 複 雑 等		逃 亡 等
					2年を超える	3年を超える	
平成 22 年	17	6	11	136	37	3	96
23	21	9	12	186	70	7	109
24	23	8	15	155	46	17	92
25	15	3	12	137	26	18	93
26	16	4	12	158	50	16	92
27	17	3	14	152	53	12	87
28	14	1	13	184	73	20	91
29	11	6	5	178	65	34	79
30	7	1	6	191	61	47	83
令和 元 年	9	1	8	193	81	33	79

(注) 1 概数である。

2 長期係属実人員とは、係属2年を超える事件の実人員（同一被告人につき複数の事件があっても弁論が併合されている限り1人として計上）である。

第3表 事案複雑等を事由として審理期間が2年を超える長期係属事件の合議（法定・裁定）・単独別、罪名別審理長期化の事由（令和元年未現在）一地裁

審理長期化の事由 罪名	係属事件数	事 案 複 雑 等										そ の 他			
		被告人多数	訴因多数	争点整理に時日を要した	証拠開示に時日を要した	証拠整理に時日を要した	証人調べるに多数のた	鑑定に時日を要した	被告人の公判等を要した	被告人の公判等を要した	被告人の公判等を要した	紛争等のため遅延のた	公判期日の変更・延期	多数の被告人は他事件の審理待ち	その他の
総 数	74	(9.3)	(14.7)	(58.7)	(13.3)	(56.0)	(36.0)	(4.0)	(18.7)	(22.7)	(2.7)	(16.0)	(12.0)	(20.0)	
法 定 合 議	25	6	4	12	3	14	6	2	4	7	2	2	5	9	
うち裁判員裁判対象事件	17	6	2	10	-	9	4	2	4	5	-	2	5	5	
裁 定 合 議	29	1	3	20	5	17	14	-	7	5	1	6	3	1	
単 独	21	-	4	12	2	11	7	1	3	5	1	4	1	5	
詐欺	14	-	5	8	3	9	9	-	6	5	-	3	-	1	
殺人	9	3	1	5	-	4	2	2	2	4	-	2	3	3	
覚せい剤取締法違反	7	1	-	6	2	1	2	-	1	1	1	2	-	1	
窃 盗	5	-	1	2	-	1	1	1	-	-	-	-	1	2	
傷 害	4	-	-	4	-	3	2	-	-	-	-	1	1	-	
有印公文書偽造・同行使	3	-	1	-	2	3	1	-	-	2	-	-	-	2	
金融商品取引法違反	3	-	-	3	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	
商 標 法 違 反	3	-	-	3	-	3	1	-	-	-	-	1	-	-	
非現住建造物等放火	2	-	1	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	1	
傷 害 致 死	2	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	
強 盗 ・ 同 致 死 傷	2	-	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-	1	
恐 喝	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	2	
器 物 損 壊	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	
組織的犯罪処罰法違反	2	2	1	2	-	2	2	-	2	-	-	-	2	-	
関 税 法 違 反	2	1	-	1	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	
不正競争防止法違反	2	-	-	2	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	
過失運転致死傷	2	-	-	2	-	2	-	-	-	1	-	-	-	-	
そ の 他	9	-	1	4	-	4	3	-	2	3	1	2	-	1	

(注) 1 当刑事局への個別報告による件数建てである。

2 複数罪名の事件については、審理長期化の事由と密接な関係があるものとして報告のあった罪名によった。

3 1件で複数の事由がある場合には、各欄に重複して計上した。

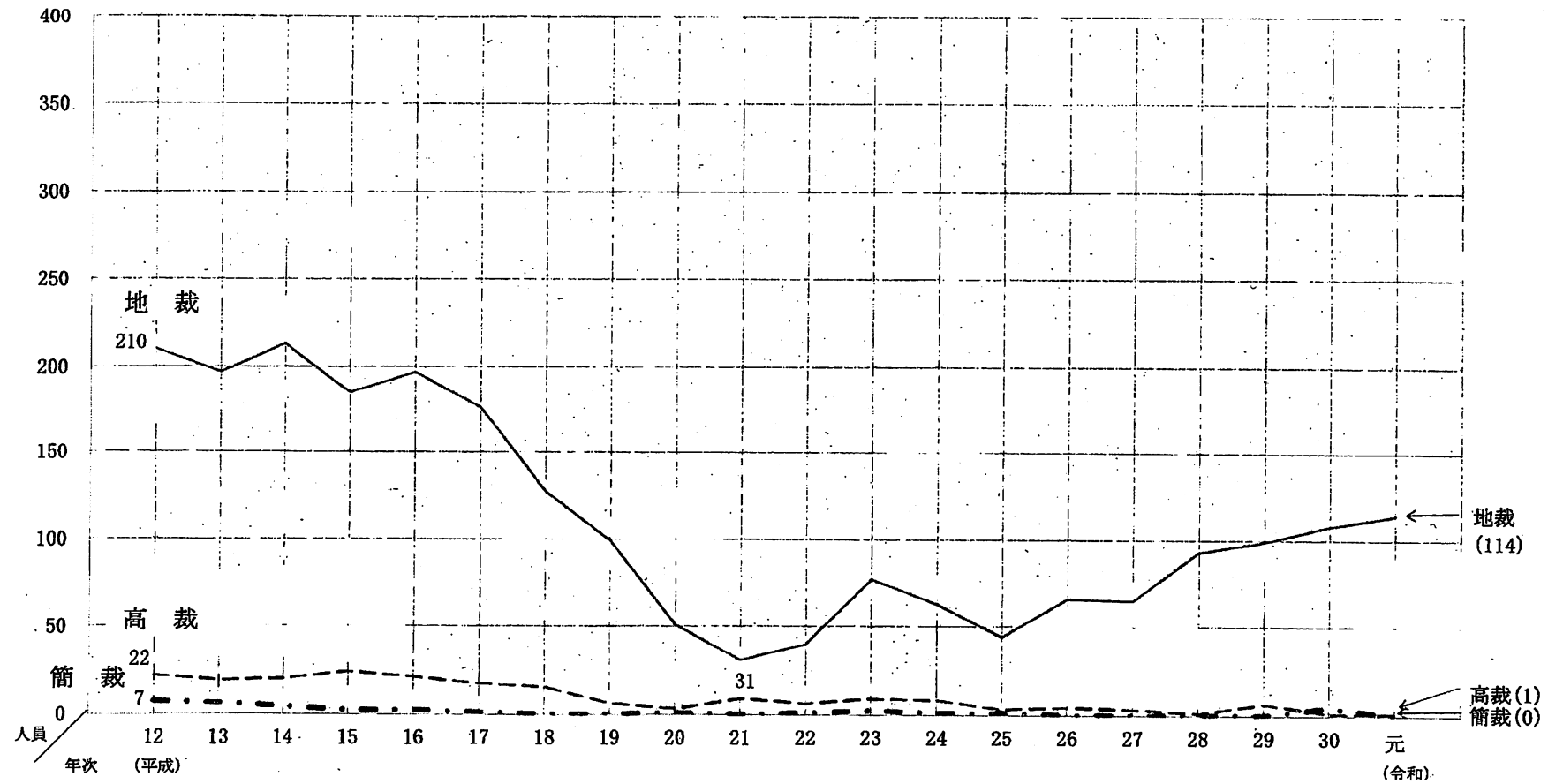
4 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。

5 「過失運転致死傷」には、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項の罪（自動車運転過失致死傷）を含む。

6 () 内は係属事件数に対する%である。

〔参考グラフ〕 事案複雑等を事由とする長期係属実人員の推移

(平成12年～令和元年各年末現在) 一高裁・地裁・簡裁



- (注) 1 係属2年を超える事件の実人員である。
 2 高裁については特別権限による第一審事件を除く。
 3 概数である。

第4表 被疑者段階の国選弁護人請求の処理状況

(平成22年～令和元年) 一 地裁・簡裁

裁判所	区分 年次	勾留人員	新受人員		既済人員			
			総数	うち即決裁判 手続同意 確認のた めの請求	総数	うち即決裁判 手続同意 確認のた めの請求	国選弁護人 が選任され た被疑者数	うち即決裁判 手続同意 確認のた めの請求
地 裁	平成 22 年	46,189	26,279	5	26,271	5	25,815	4
	23	43,988	25,718	11	25,737	11	25,223	11
	24	45,289	26,290	-	26,268	-	25,736	-
	25	43,268	25,130	6	25,352	6	24,813	6
	26	42,306	25,077	2	25,073	2	24,242	2
	27	42,441	25,518	-	25,529	-	24,859	-
	28	41,773	24,837	-	24,769	-	24,036	-
	29	39,958	23,964	-	23,958	-	23,251	-
	30	40,644	29,566	1	29,553	1	28,565	1
	令和 元 年	38,179	31,037	-	31,025	-	29,977	-
簡 裁	平成 22 年	75,445	45,303	53	45,290	53	44,860	53
	23	72,114	46,179	29	46,194	19	45,737	19
	24	72,342	47,620	54	47,511	54	47,135	53
	25	70,207	46,594	7	46,611	7	46,143	7
	26	69,887	45,654	1	45,817	1	45,178	1
	27	69,538	45,309	1	45,265	1	44,496	1
	28	65,222	42,933	-	42,943	-	42,294	-
	29	62,035	40,822	1	40,845	1	40,068	1
	30	57,900	46,680	-	46,628	-	45,643	-
	令和 元 年	55,936	49,786	-	49,700	-	48,324	-

- (注) 1 延べ人員である。
2 「うち即決裁判手続同意確認のための請求」には、刑訴法350条の17第1項(平成28年法律第54号による改正前の刑訴法350条の3第1項)による即決裁判手続同意確認のための請求のあった被疑者数を計上した。
3 被疑者段階の国選弁護人請求の新受人員及び既済人員の各「総数」には、勾留請求が却下されたため、国選弁護人選任請求が却下されたものも含む。
4 令和元年は速報値である。

第5表 通常第一審において弁護士が選任された人員

(平成22年～令和元年) 一裁・簡裁

裁判所 区分 年次	地 裁								簡 裁							
	終局人員	弁護士が 選任され た人員	うち 必要的 弁 護	私選弁護 人が選任 された人 員	うち 必要的 弁 護	国選弁護 人が選任 された人 員	うち 必要的 弁 護	弁護士が 選任され なかった 人員	終局人員	弁護士が 選任され た人員	うち 必要的 弁 護	私選弁護 人が選任 された人 員	うち 必要的 弁 護	国選弁護 人が選任 された人 員	うち 必要的 弁 護	弁護士が 選任され なかった 人員
平成 22 年	62,840	(99.3) 62,401	(82.2) 51,650	(18.0) 11,317	(14.0) 8,803	(84.0) 52,779	(70.2) 44,090	(0.7) 439	9,876	(98.8) 9,759	(86.8) 8,576	(5.3) 521	(4.1) 407	(94.4) 9,326	(83.4) 8,233	(1.2) 117
23	57,968	(99.4) 57,628	(82.1) 47,600	(17.0) 9,864	(13.0) 7,563	(85.1) 49,329	(71.0) 41,184	(0.6) 340	9,142	(98.7) 9,025	(86.5) 7,909	(5.5) 502	(4.1) 379	(94.1) 8,599	(82.9) 7,575	(1.3) 117
24	56,734	(99.4) 56,393	(81.9) 46,484	(17.8) 10,109	(13.2) 7,474	(85.1) 48,275	(71.0) 40,299	(0.6) 341	8,340	(98.6) 8,227	(86.5) 7,215	(6.3) 523	(4.4) 363	(94.0) 7,842	(82.9) 6,917	(1.4) 113
25	52,229	(99.5) 51,944	(82.3) 42,965	(19.3) 10,072	(14.0) 7,326	(84.3) 44,032	(70.7) 36,905	(0.5) 285	8,109	(98.8) 8,015	(82.0) 6,646	(7.5) 606	(5.2) 421	(93.2) 7,554	(77.6) 6,289	(1.2) 94
26	52,502	(99.5) 52,265	(81.4) 42,744	(19.5) 10,241	(13.9) 7,288	(84.4) 44,302	(69.9) 36,695	(0.5) 237	7,165	(98.9) 7,088	(86.9) 6,224	(7.6) 546	(4.9) 351	(93.5) 6,696	(82.8) 5,932	(1.1) 77
27	54,297	(99.5) 54,039	(80.3) 43,613	(20.1) 10,910	(13.9) 7,564	(84.0) 45,593	(68.8) 37,357	(0.5) 258	6,590	(98.6) 6,497	(85.8) 5,652	(9.0) 596	(6.1) 401	(92.0) 6,060	(80.6) 5,311	(1.4) 93
28	53,247	(99.6) 53,010	(80.8) 43,038	(20.6) 10,988	(14.8) 7,876	(83.6) 44,529	(68.5) 36,496	(0.4) 237	5,856	(98.7) 5,777	(86.5) 5,068	(8.0) 469	(5.3) 310	(92.8) 5,434	(82.1) 4,806	(1.3) 79
29	50,591	(99.5) 50,357	(81.1) 41,038	(20.8) 10,520	(15.1) 7,616	(83.8) 42,384	(68.9) 34,837	(0.5) 234	5,524	(98.6) 5,449	(86.6) 4,785	(10.1) 556	(6.8) 373	(91.7) 5,066	(81.3) 4,489	(1.4) 75
30	49,811	(99.6) 49,623	(80.0) 39,839	(19.1) 9,509	(14.2) 7,096	(84.5) 42,080	(68.1) 33,932	(0.4) 188	5,051	(98.7) 4,987	(87.2) 4,403	(8.6) 435	(6.6) 334	(92.0) 4,645	(81.7) 4,125	(1.3) 64
令和 元年	48,751	(99.6) 48,538	(78.7) 38,387	(17.0) 8,264	(13.5) 6,574	(85.0) 41,456	(67.4) 32,841	(0.4) 213	4,511	(98.4) 4,441	(85.6) 3,862	(8.4) 378	(6.5) 294	(90.9) 4,102	(79.9) 3,603	(1.6) 70

- (注) 1 実人員である。
 2 同一被告人に対し私選弁護士及び国選弁護士が選任された場合には重複して計上した。
 3 ()内は各終局人員に対する%である。
 4 令和元年は速報値である。

第6表 通常第一審における終局事件の自白・否認別平均審理期間、平均開廷回数、平均開廷間隔及び平均取調べ証人数

(平成22年～令和元年) 一・地裁・簡裁

区分 年次	通常第一審事件全体							自 白							否 認						
	終 局 人 員	平均審理 期間(月)			平均 開廷 回数 (回)	平均 開廷 間隔 (月)	平均 取調べ 証人数 (人)	終 局 人 員	平均審理 期間(月)			平均 開廷 回数 (回)	平均 開廷 間隔 (月)	平均 取調べ 証人数 (人)	終 局 人 員	平均審理 期間(月)			平均 開廷 回数 (回)	平均 開廷 間隔 (月)	平均 取調べ 証人数 (人)
		受 理 か ら 終 局 ま で	受 理 か ら 公 判 期 日 ま で 第 1 回	公 判 期 日 ま で 第 1 回 公 判 期 日					受 理 か ら 終 局 ま で	受 理 か ら 公 判 期 日 ま で 第 1 回	公 判 期 日 ま で 第 1 回 公 判 期 日					受 理 か ら 終 局 ま で	受 理 か ら 公 判 期 日 ま で 第 1 回	公 判 期 日 ま で 第 1 回 公 判 期 日			
平成22年	62,840	2.9	1.6	1.3	2.5	1.2	0.8	(91.2) 57,336	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.6	(7.2) 4,522	8.1	3.4	4.7	5.7	1.4	2.6
23	57,968	3.0	1.6	1.4	2.6	1.2	0.8	(90.3) 52,349	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.6	(8.2) 4,734	8.6	3.5	5.1	6.1	1.4	2.6
24	56,734	3.0	1.6	1.4	2.7	1.1	0.8	(89.7) 50,890	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.6	(8.8) 5,012	8.5	3.2	5.3	6.2	1.4	2.7
25	52,229	3.1	1.6	1.5	2.7	1.1	0.8	(88.5) 46,247	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.6	(10.0) 5,212	8.4	3.0	5.4	6.3	1.3	2.7
26	52,502	3.0	1.6	1.4	2.7	1.1	0.8	(89.0) 46,732	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.6	(9.4) 4,913	8.2	2.8	5.4	6.2	1.3	2.6
27	54,297	3.0	1.6	1.4	2.7	1.1	0.8	(89.2) 48,445	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.6	(9.1) 4,921	8.4	3.0	5.4	6.3	1.3	2.6
28	53,247	3.2	1.7	1.5	2.7	1.2	0.8	(88.6) 47,160	2.6	1.5	1.1	2.3	1.1	0.6	(9.6) 5,127	8.7	3.0	5.7	6.3	1.4	2.5
29	50,591	3.2	1.6	1.6	2.7	1.2	0.8	(88.2) 44,598	2.6	1.5	1.1	2.3	1.1	0.6	(9.9) 5,015	8.9	3.0	5.9	6.4	1.4	2.5
30	49,811	3.3	1.8	1.5	2.7	1.2	0.7	(88.7) 44,192	2.7	1.6	1.1	2.3	1.2	0.6	(9.3) 4,626	9.2	3.3	5.9	6.4	1.5	2.6
令和元年	48,751	3.4	1.8	1.6	2.7	1.2	0.7	(88.4) 43,073	2.8	1.7	1.1	2.3	1.2	0.5	(9.5) 4,639	9.3	3.4	5.9	6.3	1.5	2.5
法定合議	2,291	7.6	5.4	2.2	4.1	1.8	1.8	(65.6) 1,503	5.4	3.7	1.7	3.1	1.7	0.9	(33.2) 760	12.0	8.8	3.2	6.1	2.0	3.6
裁定合議	622	11.6	4.1	7.5	6.6	1.8	3.1	(41.6) 259	6.4	2.9	3.5	3.6	1.8	0.8	(57.6) 358	15.5	5.1	10.4	8.7	1.8	4.7
単 独	45,838	3.1	1.6	1.5	2.6	1.2	0.6	(90.1) 41,311	2.7	1.6	1.1	2.3	1.2	0.5	(7.7) 3,521	8.1	2.1	6.0	6.2	1.3	2.1
簡 裁	4,511	2.4	1.4	1.0	2.3	1.1	0.4	(91.0) 4,107	2.2	1.4	0.8	2.1	1.0	0.4	(4.6) 208	7.0	2.3	4.7	4.9	1.4	1.4

- (注) 1 実人員である。
2 「通常第一審事件全体」には、自白及び否認以外に被告事件についての陳述に入らずに終局した事件を含む。
3 平均開廷間隔は、平均審理期間を平均開廷回数で除したものである。
4 () 内は、「通常第一審事件全体」の終局人員に対する%である。
5 令和元年は速報値である。

第7-1表 通常第一審における終局人員の審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔

(平成22年～令和元年) -地裁

区分 年次	終局人員	受 理 か ら 終 局 ま で								平 均 審 理 期 間 (月)	平 均 開 廷 回 数 (回)	平 均 開 廷 間 隔 (月)
		1 月 以 内	2 月 以 内	3 月 以 内	6 月 以 内	1 年 以 内	2 年 以 内	3 年 以 内	3 年 を 超 え る			
平成 22 年	62,840	(6.8) 4,248	(40.1) 25,184	(29.4) 18,462	(16.3) 10,216	(6.1) 3,810	(1.4) 851	(0.1) 47	(0.0) 22	2.9	2.5	1.2
23	57,968	(5.4) 3,137	(42.4) 24,588	(28.6) 16,579	(15.7) 9,102	(6.1) 3,544	(1.6) 924	(0.1) 63	(0.1) 31	3.0	2.6	1.2
24	56,734	(4.6) 2,631	(42.3) 23,992	(28.9) 16,424	(16.2) 9,204	(6.3) 3,562	(1.4) 780	(0.2) 103	(0.1) 38	3.0	2.7	1.1
25	52,229	(3.8) 1,988	(42.9) 22,409	(28.1) 14,653	(16.5) 8,604	(6.9) 3,629	(1.6) 852	(0.1) 56	(0.1) 38	3.1	2.7	1.1
26	52,502	(3.7) 1,962	(42.7) 22,407	(28.9) 15,194	(16.6) 8,736	(6.5) 3,403	(1.4) 714	(0.1) 54	(0.1) 32	3.0	2.7	1.1
27	54,297	(3.3) 1,780	(41.8) 22,706	(30.5) 16,548	(16.4) 8,905	(6.5) 3,550	(1.3) 706	(0.1) 62	(0.1) 40	3.0	2.7	1.1
28	53,247	(2.9) 1,541	(40.1) 21,361	(31.2) 16,620	(16.8) 8,937	(7.1) 3,776	(1.7) 902	(0.2) 88	(0.0) 22	3.2	2.7	1.2
29	50,591	(3.5) 1,748	(39.1) 19,800	(31.1) 15,711	(17.1) 8,675	(7.2) 3,640	(1.8) 886	(0.2) 81	(0.1) 50	3.2	2.7	1.2
30	49,811	(2.8) 1,386	(39.0) 19,420	(31.6) 15,724	(17.2) 8,582	(7.2) 3,606	(2.0) 984	(0.2) 80	(0.1) 29	3.3	2.7	1.2
令和 元 年	48,751	(2.6) 1,247	(35.5) 17,323	(33.1) 16,140	(18.6) 9,059	(8.0) 3,900	(2.0) 966	(0.2) 83	(0.1) 33	3.4	2.7	1.2

- (注) 1 実人員(同一被告人につき複数の起訴があっても弁論が併合されている限り1人として計上)である。
2 平均開廷間隔は、平均審理期間を平均開廷回数で除したものである。
3 ()内は終局人員に対する%である。
4 令和元年は速報値である。

第7-2表 通常第一審における終局人員の審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔

(平成22年～令和元年) -簡裁

区分 年次	終局人員	受 理 か ら 終 局 ま で								平 均 審 理 期 間 (月)	平 均 開 廷 回 数 (回)	平 均 開 廷 間 隔 (月)
		1 月 以 内	2 月 以 内	3 月 以 内	6 月 以 内	1 年 以 内	2 年 以 内	3 年 以 内	3 年 を 超 え る			
平成 22 年	9,876	(7.6) 753	(59.7) 5,892	(22.9) 2,257	(7.9) 782	(1.7) 163	(0.3) 26	(0.0) 1	(0.0) 2	2.1	2.2	1.0
23	9,142	(6.7) 611	(62.3) 5,698	(21.7) 1,984	(7.5) 688	(1.4) 130	(0.3) 25	(0.0) 3	(0.0) 3	2.1	2.2	1.0
24	8,340	(6.1) 506	(62.2) 5,191	(22.1) 1,847	(7.6) 635	(1.6) 137	(0.2) 19	(0.1) 5	-	2.1	2.2	1.0
25	8,109	(8.2) 664	(61.0) 4,950	(21.6) 1,750	(7.4) 602	(1.5) 119	(0.2) 18	(0.0) 3	(0.0) 3	2.0	2.1	1.0
26	7,165	(4.5) 320	(61.1) 4,380	(24.3) 1,744	(7.9) 568	(1.8) 128	(0.3) 20	(0.0) 2	(0.0) 3	2.1	2.2	1.0
27	6,590	(4.1) 267	(59.5) 3,918	(26.6) 1,753	(7.4) 486	(2.2) 148	(0.3) 17	(0.0) -	(0.0) 1	2.2	2.2	1.0
28	5,856	(4.0) 236	(60.4) 3,535	(25.4) 1,488	(8.0) 466	(2.0) 115	(0.3) 15	(0.0) -	(0.0) 1	2.2	2.2	1.0
29	5,524	(4.8) 264	(58.6) 3,239	(25.3) 1,398	(8.8) 486	(2.2) 122	(0.2) 12	(0.0) 1	(0.0) 2	2.2	2.2	1.0
30	5,051	(4.4) 224	(57.0) 2,878	(26.4) 1,333	(9.9) 499	(1.9) 98	(0.3) 16	(0.1) -	(0.1) 3	2.2	2.2	1.0
令和 元 年	4,511	(4.1) 185	(49.3) 2,224	(32.7) 1,474	(11.0) 496	(2.4) 108	(0.4) 18	(0.1) 4	(0.0) 2	2.4	2.3	1.1

(注) 1 実人員（同一被告人につき複数の起訴があっても弁論が併合されている限り1人として計上）である。

2 平均開廷間隔は、平均審理期間を平均開廷回数で除したものである。

3 ()内は終局人員に対する%である。

4 令和元年は速報値である。

第8表 通常第一審における通訳翻訳人が付いた外国人事件の有罪人員

(平成22年～令和元年) 一地裁・簡裁

裁判所 区分 年次	地 裁			簡 裁		
	有 罪 人 員 総 数	う ち 外 国 人	う ち 通 訳 翻 訳 人 が 付 いた 外 国 人	有 罪 人 員 総 数	う ち 外 国 人	う ち 通 訳 翻 訳 人 が 付 いた 外 国 人
平成 22 年	61,585	4,288	3,254	9,386	166	73
23	56,843	3,492	2,568	8,686	166	70
24	55,667	3,265	2,363	7,927	159	81
25	51,177	3,090	2,197	7,330	145	64
26	51,389	3,153	2,312	6,842	137	68
27	53,120	3,470	2,632	6,255	131	65
28	52,016	3,397	2,560	5,562	111	61
29	49,335	3,665	2,922	5,208	115	65
30	48,507	4,418	3,665	4,768	93	55
令和 元 年	47,445	4,585	3,840	4,230	95	51

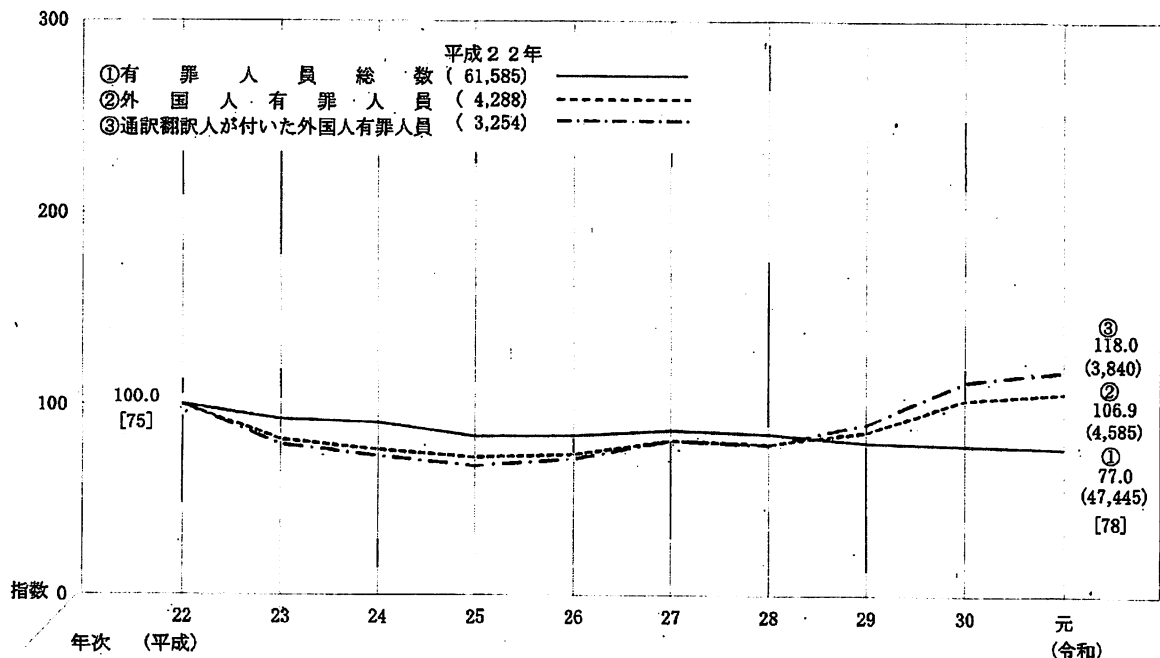
(注) 1 実人員である。

2 「通訳翻訳人が付いた被告人」には、証人についてのみ通訳人（手話を含む。）が付いた場合等も含む。

3 令和元年は速報値である。

〔参考グラフ〕 通常第一審における通訳翻訳人が付いた外国人事件の有罪人員の推移

(平成22年～令和元年) 一地裁



(注) 1 平成22年を100とする指数である。

2 ()内は実人員であり, []内は通訳翻訳人が付いた外国人有罪人員の国籍数である。

3 令和元年は速報値である。

第9表 通常第一審における被告人に通訳翻訳人が付いた外国人事件の言語別終局人員
(平成27年～令和元年) 一 地裁・簡裁

年次		平成27年	28	29	30	令和元年
言語	数					
総	数	2,714	2,654	3,031	3,757	3,907
中	国	887	758	920	1,203	1,084
	北 京	867	736	882	1,153	1,055
	広 東	8	15	29	37	25
	台 湾	3	2	3	6	2
	上 海	4	1	3	2	-
	福 建	-	-	1	2	-
	その他の中国語	5	4	2	3	2
ベ	ト ナ ム	490	548	718	1,003	1,180
フィリ	ピノ(タガログ)	252	236	247	254	264
タ	イ	132	126	140	165	219
ポ	ル ト ガ ル	221	242	216	216	219
英		197	174	190	209	216
ス	ペ イ ン	134	147	132	126	129
インド	ネ シ ア	25	48	51	60	98
韓 国・朝	鮮	125	138	115	120	74
ネ	パ ー ル	13	16	29	38	74
シン	ハ ラ	32	17	28	58	70
ペ	ル シ ャ	38	37	42	30	27
モン	ゴ ル	19	19	23	32	27
トル	コ	16	25	39	36	25
フ	ラ ン ス	15	14	15	15	24
ミ	ヤ ン マ ー	6	9	18	30	22
ウル	ド ウ ー	13	17	14	23	17
ア	ラ ビ ア	6	10	10	8	16
ウ	ズ ベ ク	1	1	2	5	15
ヒ	ン デ ィ ー	10	8	9	8	13
ロ	シ ア	15	13	26	36	13
そ	の 他	67	51	47	82	81

(注) 1 実人員である。

2 被告人に通訳翻訳人が付いた外国人事件には、証人等についてのみ通訳人が付いた場合等を含まない。
また、終局人員は有罪のほかは無罪、移送等により終局した人員を含む。したがって、本表における「総数」は、第8表の「うち通訳翻訳人が付いた外国人」とは一致しない。

3 令和元年は速報値である。

第10表 簡易公判手続決定人員と決定取消人員

(平成22年～令和元年) 一 地裁・簡裁

裁判所 区分	地 裁					簡 裁				
	自白人員	簡 易 公 判 手 続	決 定 人 員	$\frac{B}{A}$	決定取消人員	自白人員	簡 易 公 判 手 続	決 定 人 員	$\frac{E}{D}$	決定取消人員
年次	(A)	(B)	%	(C)	%	(D)	(E)	%	(F)	%
平成 22 年	55,108	332	0.6	5	1.5	9,165	382	4.2	3	1
23	50,473	173	0.3	4	2.3	8,473	207	2.4	1	0.5
24	49,168	195	0.4	11	5.6	7,704	153	2.0	2	1.3
25	44,663	113	0.3	16	14.2	7,125	60	0.8	-	0.0
26	45,095	39	0.1	15	38.5	6,653	33	0.5	-	0.0
27	46,869	166	0.4	2	1.2	6,076	20	0.3	-	-
28	45,677	218	0.5	12	5.5	5,403	19	0.4	-	-
29	43,263	166	0.4	4	2.4	5,031	2	0.0	-	-
30	42,672	42	0.1	9	21.4	4,631	5	0.1	1	20
令和 元年	41,570	1	0.0	1	100.0	4,107	-	-	-	-

(注) 1. 実人員である。

2. 「自白人員」とは、法定合議事件を除く終局人員中公訴事実全部について自白し、かつ、法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の減免の理由となる事実を主張していない場合の人員であり、「簡易公判手続決定（決定取消）人員」とは、当該年度に決定（決定取消）された人員である。

3. 令和元年は速報値である。

第11表 刑訴法332条による移送人員

(平成22年～令和元年) 一 簡裁

区分	(簡裁)	(地裁)	
	終局人員	法 332条 による 受理人員	$\frac{B}{A}$
年次	(A)	(B)	%
平成 22 年	9,876	91	0.92
23	9,142	97	1.06
24	8,340	90	1.08
25	8,109	88	1.09
26	7,165	69	0.96
27	6,590	76	1.15
28	5,856	65	1.11
29	5,524	91	1.65
30	5,051	92	1.82
令和 元年	4,511	59	1.31

(注) 1. 実人員である。

2. (B)は、簡裁の法332条による移送人員とは一致しないが、統計上は近似する。

3. 概数であり、令和元年は速報値である。

第12表 即決裁判手続により審判が行われた人員

(平成22年～令和元年) 一地裁・簡裁

裁判所	区分 年次	終局人員	即決裁判手続の 申立てのあった 人員	うち 即決裁判手続に より審判する旨 の決定のあった 人員	うち 即決裁判手続に より審判する旨 の決定が取り消 された人員
地 裁	平成22年	62,840	2,953	2,932	18
	23	57,968	1,887	1,875	6
	24	56,734	1,397	1,391	2
	25	52,229	850	841	3
	26	52,502	747	743	2
	27	54,297	550	547	1
	28	53,247	370	368	2
	29	50,591	678	657	3
	30	49,811	326	315	—
	令和元年	48,751	92	90	—
簡 裁	平成22年	9,876	345	344	2
	23	9,142	229	228	—
	24	8,340	157	156	1
	25	8,109	84	84	—
	26	7,165	56	56	—
	27	6,590	22	22	—
	28	5,856	17	17	—
	29	5,524	69	69	—
	30	5,051	33	33	1
	令和元年	4,511	11	11	—

(注) 1 実人員である。

2 令和元年は速報値である。

第13表 控訴申立人員及び控訴率

(平成22年～令和元年) -地裁・簡裁

区分 年次	総 数			地 裁			簡 裁		
	判決 人員	控訴申 立人員	控訴率 (%)	判決 人員	控訴申 立人員	控訴率 (%)	判決 人員	控訴申 立人員	控訴率 (%)
平成22年	71,061	6,813	9.6	61,665	6,368	10.3	9,396	445	4.7
23	65,618	6,713	10.2	56,922	6,280	11.0	8,696	433	5.0
24	63,684	6,724	10.6	55,750	6,372	11.4	7,934	352	4.4
25	59,055	6,518	11.0	51,291	6,150	12.0	7,764	368	4.7
26	58,355	6,331	10.8	51,498	6,002	11.7	6,857	329	4.8
27	59,458	6,423	10.8	53,191	6,108	11.5	6,267	315	5.0
28	57,691	6,541	11.3	52,121	6,262	12.0	5,570	279	5.0
29	54,662	6,282	11.5	49,446	5,992	12.1	5,216	290	5.6
30	53,386	6,079	11.4	48,612	5,825	12.0	4,774	254	5.3
令和元年	51,788	6,103	11.8	47,549	5,848	12.3	4,239	255	6.0

- (注) 1 実人員である。
2 判決人員は有罪人員と無罪人員の合計である。
3 令和元年は速報値である。

第14表 犯罪被害者保護関連法に基づく諸制度の実施状況

(平成22年～令和元年) 一高・地・簡裁総数

		平成22年 高・地・簡裁 合計	平成23年 高・地・簡裁 合計	平成24年 高・地・簡裁 合計	平成25年 高・地・簡裁 合計	平成26年 高・地・簡裁 合計	平成27年 高・地・簡裁 合計	平成28年 高・地・簡裁 合計	平成29年 (注)1 高・地・簡裁 合計	平成30年 高・地・簡裁 合計	令和元年 高・地・簡裁 合計	総数 高・地・簡裁 合計
付 添 い	証人尋問の際に付添いの措置が採られた証人の数	102	136	121	116	112	141	128	78	144	118	1,196
	意見陳述の際に付添いの措置が採られた被害者等の数	52	39	46	41	76	79	71	84	84	69	641
送 へ い	証人尋問の際に送へいの措置が採られた証人の数	1,295	1,317	1,757	1,792	1,661	1,563	1,623	1,105	1,461	1,505	15,079
	意見陳述の際に送へいの措置が採られた被害者等の数	123	125	140	151	198	214	209	191	230	226	1,810
ビ デ オ リ ン ク	ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の数	261	242	288	278	299	290	303	225	302	318	2,806
	うち 送へいの措置が採られた証人の数	237	219	264	265	282	277	288	214	291	299	2,636
	うち 尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録した証人の数	35	42	52	51	46	65	47	67	81	68	554
	ビデオリンク方式による意見陳述が行われた被害者等の数	20	16	21	10	8	10	6	6	9	2	108
	うち 送へいの措置が採られた被害者等の数	17	16	21	10	8	8	6	6	8	2	101
	ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の数									15	23	38
	うち 送へいの措置が採られた証人の数									10	17	27
	うち 尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録した証人の数									8	1	9
	ビデオリンク方式による意見陳述が行われた被害者等の数									-	-	-
	うち 送へいの措置が採られた被害者等の数									-	-	-
情 報 保 護	記録媒体がその一部とされた調査が取り調べられた数	2	1	-	1	1	2	-	-	2	5	14
	被害者特定事項を明らかにしない旨の決定をした被害者の数	3,854	3,887	4,273	4,093	3,978	3,822	3,976	3,351	3,846	4,025	39,105
	刑訴法第290条の2第1項の決定をしないこととした被害者の数	55	62	64	84	77	42	50	11	27	24	496
	被害者特定事項を明らかにしない旨の決定を取り消した被害者の数	17	13	8	16	5	4	7	3	3	8	84
	証人等特定事項を明らかにしない旨の決定をした証人等の数							4	116	174	240	534
	刑訴法第290条の3第1項の決定をしないこととした証人等の数							-	3	3	7	13
	証人等特定事項を明らかにしない旨の決定を取り消した証人等の数							-	-	-	-	-
	刑訴法第299条の5第1項の取消決定をした証人等の数							-	3	4	-	7
	うち 刑訴法第299条の5第2項の条件を付し又は時期等の指定をした証人等の数							-	1	4	-	5
	刑訴法第299条の5第1項の請求を却下した証人等の数							-	-	4	-	4
意 見 陳 述	公判期日に心得その他の意見を陳述した被害者等の数	1,198	1,164	1,157	1,171	1,147	1,200	1,181	1,072	1,169	1,129	11,588
	意見陳述に代えて意見を記した書面を提出させることとした被害者等の数	567	561	517	572	495	615	616	526	546	544	5,549
	意見陳述をさせないこととした被害者等の数	8	14	19	17	21	17	28	45	42	48	259
被 害 者 等 の 公 判 記 録 の 開 覧 等	被害者等に公判記録の開覧閲覧をさせた数	1,175	1,278	1,381	1,463	1,558	1,461	1,486	1,254	1,281	1,180	13,517
	被害者等に公判記録の開覧閲覧をさせなかった数	22	13	22	21	12	28	9	6	14	7	154
	同種余罪の被害者等に公判記録の開覧閲覧をさせた数	50	33	45	18	89	38	44	18	18	15	366
	同種余罪の被害者等に公判記録の開覧閲覧をさせなかった数	7	6	1	1	4	1	5	2	1	3	31
公 判 記 録 の 開 覧 等	刑訴法第299条の6第1項の条件を付し又は時期等の指定の対象となった証人等の数							-	2	13	17	32
	刑訴法第299条の6第2項の開覧閲覧の禁止又は条件を付し若しくは時期等の指定の対象となった証人等の数							-	-	-	3	3
	うち 開覧閲覧の禁止の対象となった証人等の数							-	-	-	-	-
	刑訴法第299条の6第3項の開覧禁止又は開覧拒絶の対象となった証人等の数							-	-	-	-	-
和 解	犯罪被害者保護法第19条第1項又は第2項による申立てに係る合意を公判調書に記載した数	34	30	38	29	20	17	23	26	18	18	253
	犯罪被害者保護法第19条第1項又は第2項による申立てに係る合意を公判調書に記載しないこととした数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		8,932	8,937	9,898	9,874	9,761	9,544	9,769	8,128	9,410	9,534	93,687

(注) 1 延べ数であり、概数である。

2 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律(平成25年法律第33号)により、民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解の規定は、「犯罪被害者保護法第13条1項又は2項」から「犯罪被害者保護法第19条1項又は2項」に改められた(平成25年12月1日施行)。

3 「証人等保護」、「鑑定請求」及び「弁護人等閲覧等」(平成28年12月1日施行)の数値については、当該事件の終局日を基準に計上している。

4 「付添い」、「送へい」、「ビデオリンク(構内)」、「被害者等保護」、「意見陳述」、「被害者等閲覧等」及び「和解」の数値については、平成28年までは決定等がなされた日を基準に計上していたが、平成29年以降は当該事件の終局日を基準に計上している(なお、平成28年以前に決定等がなされ平成29年に事件が終局したものについては、決定等がなされた日を基準に計上している)。この計上基準日の変更により、平成29年の数値は一時的に減少することとなるので留意されたい。

第15-1表 通常第一審における被害者参加の申出があった事件の状況（処断罪名別）

(令和元年)一地・簡裁総数

	終局人員数	参加を申し出た被害者等	うち参加を許可された被害者等	うち弁護士委託の届出があった被害者等	うち国選弁護士への委託がされた被害者等	うち証人尋問をした被害者等	うち被告人質問をした被害者等	うち刑訴法316条の38の意見陳述をした被害者等	うち刑訴法292条の2の意見陳述をした被害者等	うち付添いの措置が採られた被害者等	うち述べの措置が採られた被害者等
総数	998	1,482	1,468	1,157	602	204	623	723	1,059	106	318
(準)強制わいせつ	116	162	160	133	111	22	55	82	116	32	78
(準)強制わいせつ致死傷	22	24	24	21	21	7	12	15	23	5	16
監禁わいせつ	4	4	4	4	4	-	2	3	3	-	1
(準)強制性交等	84	117	117	110	96	16	42	69	97	20	75
(準)強制性交等致死傷	21	27	27	25	24	5	12	17	23	9	19
監禁性交等	16	18	18	15	15	2	10	8	10	4	12
殺人	85	141	140	121	79	11	51	76	106	15	39
自殺関与及び同意殺人	3	3	3	2	1	-	1	1	2	-	1
傷害	112	122	120	105	64	21	52	57	91	5	31
傷害致死	31	54	49	44	24	9	31	38	42	2	10
危険運転致死傷	9	11	11	5	2	1	5	2	6	-	-
危険運転致死	5	14	14	14	5	3	8	1	8	-	-
業務上過失傷害	1	1	1	1	-	-	1	1	1	-	-
業務上過失致死	20	57	57	34	7	7	20	25	41	-	-
重過失傷害	1	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-
重過失致死	1	1	1	1	-	1	1	1	-	-	-
過失運転致死傷	105	141	139	76	22	13	52	49	93	-	-
過失運転致死	248	416	415	304	48	66	196	175	278	6	5
過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱	1	1	1	-	-	-	1	-	1	-	-
過失運転致死アルコール等影響発覚免脱	2	3	3	-	-	-	-	-	3	-	-
無免許過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱	1	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-
無免許過失運転致死傷	3	3	3	1	1	-	-	1	2	-	-
無免許過失運転致死	3	6	6	6	5	1	4	3	4	-	-
運転妨害致死傷	6	8	8	8	7	2	4	6	8	-	3
未成年者略取誘拐	4	4	4	4	3	-	2	2	2	-	-
盗利誘取等	6	15	15	15	10	-	5	12	10	-	5
所収者等の金取得等	2	2	2	2	-	2	-	2	2	-	-
強姦致死	19	26	26	23	16	2	5	7	11	3	7
強姦・強制性交等	10	20	20	20	7	4	12	13	14	1	7
強姦・強制性交等	10	12	12	11	10	2	3	10	11	4	6
暴力行為等処罰ニ関スル法律違反(常習傷害)	2	2	2	2	2	-	2	2	2	-	1
道路交通法違反	29	43	43	35	8	6	28	31	31	-	2
その他	16	22	19	15	10	1	6	13	17	-	-

- (注) 1 「終局人員数」は、終局した被告人の人数であり、実人員である。
2 罪名は、有罪の場合は処断罪名、無罪その他の場合は終局時において掲げられている訴因の罪名のうち、法定刑が最も重いものであるため、被害者参加制度の対象罪名とは異なる場合がある。
3 被害者等の数は、延べ人員である。
4 「(準)強制性交等」には、平成29年法律第72号による改正前の(準)強姦及び集団(準)強姦を含む。
5 「(準)強制性交等致死傷」には、平成29年法律第72号による改正前の(準)強姦致死傷及び集団(準)強姦致死傷を含む。
6 「危険運転致死傷」及び「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2の罪をそれぞれ含む。
7 「過失運転致死傷」及び「過失運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項の罪(自動車運転過失傷害及び自動車運転過失致死)をそれぞれ含む。
8 「強姦・強制性交等」には、平成29年法律第72号による改正前の強姦強姦を含む。
9 速報値である。

第15-2表 通常第一審における被害者参加の申出があった事件の状況（年別）

(平成22年～令和元年)一地・簡裁総数

区分	終局人員数	参加を申し出た被害者等	うち参加を許可された被害者等	うち弁護士委託の届出があった被害者等	うち国選弁護士への委託がされた被害者等	うち証人尋問をした被害者等	うち被告人質問をした被害者等	うち刑訴法316条の38の意見陳述をした被害者等	うち刑訴法292条の2の意見陳述をした被害者等	うち付添いの措置が採られた被害者等	うち述べの措置が採られた被害者等
平成22年	588	849	839	557	272	217	484	428	522	40	115
23	586	914	902	632	275	176	459	454	591	30	104
24	660	1,023	1,002	677	324	193	475	479	639	38	95
25	811	1,306	1,297	873	410	257	596	605	833	47	147
26	821	1,241	1,227	951	462	261	587	596	804	93	195
27	916	1,393	1,379	1,081	533	269	604	687	938	87	249
28	982	1,417	1,400	1,102	580	228	629	708	1,010	107	258
29	908	1,389	1,380	1,060	553	196	560	667	1,020	115	276
30	1,022	1,490	1,485	1,184	649	221	605	698	1,074	149	362
令和元年	998	1,482	1,468	1,157	602	204	623	723	1,059	106	318

- (注) 1 「終局人員数」は、終局した被告人の人数であり、実人員である。
2 被害者等の数は、延べ人員である。
3 令和元年は速報値である。

第16表 刑事損害賠償命令事件の処理状況
(平成22年～令和元年) 一 地裁

	新受	既済	未済
平成22年	251	239	64
23	230	237	57
24	258	246	69
25	303	312	60
26	287	264	83
27	320	307	96
28	301	306	91
29	314	295	110
30	289	309	90
令和元年	311	317	84
総 数	2,854	2,832	804

(注) 1 件数建てである。
2 令和元年は速報値である。

第17表 刑事損害賠償命令事件の終局区分別終局件数

(平成22年～令和元年) 一 地裁

	終局件数	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
総数	2,832	239	237	246	312	264	307	306	295	309	317
認容・決定書	1,273	121	128	123	149	114	123	98	138	138	141
認容・口頭告知	34	4	2	7	2	4	4	1	4	3	3
棄却・決定書	6	-	2	-	1	-	2	-	1	-	-
棄却・口頭告知	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
却下・27条1項1号	8	1	-	2	1	-	-	-	-	3	1
却下・27条1項2号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
却下・27条1項3号	32	-	7	2	5	2	1	7	1	2	5
却下・27条1項4号	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
終了・38条1項	310	25	26	23	32	37	37	37	30	36	27
終了・38条2項1号	2	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-
終了・38条2項2号	61	5	4	6	9	4	5	6	6	5	11
決定・その他	3	-	1	-	-	2	-	-	-	-	-
和解	663	47	37	43	62	57	77	107	85	74	74
放棄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
認諾	120	10	5	13	11	14	15	11	9	13	19
取下げ	305	24	24	25	37	28	40	39	20	33	35
その他	12	2	1	1	2	1	3	-	1	1	-

(注) 1. 件数建てである。
2 「決定・その他」は、民訴法141条の準用により、決定で申立てが却下された場合などである。
3 「その他」は、犯罪被害者保護法25条(平成25年法律第33号による改正前の同条19条を含む。)により終局したもの、当事者の死亡等にもかかわらず、その地位を承継するものがないために事件が終局したものなどである。
4 「却下・27条1項1号」は平成26年法律第33号による改正前の犯罪被害者保護法21条1項1号、「却下・27条1項2号」は同改正前の同法21条1項2号、「却下・27条1項3号」は同改正前の同法21条1項3号、「却下・27条1項4号」は同改正前の同法21条1項4号、「終了・38条1項」は同改正前の同法32条1項、「終了・38条2項1号」は同改正前の同法32条2項1号、「終了・38条2項2号」は同改正前の同法32条2項3号により終局したものを含む。
5 令和元年は速報値である。

第18表 逮捕状の請求と発付等

(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 22, 27~令和元年) - 簡裁・地裁

裁判所	区分 年次	通 常						緊 急			
		請 求 (A)	発 付	却 下 (B)	取 下 げ (C)	$\frac{B}{A}$ %	$\frac{B+C}{A}$ %	請 求 (D)	発 付	却 下 (E)	$\frac{E}{D}$ %
総 数	昭和 55 年	127,743	127,401	94	248	0.07	0.27	19,199	19,174	25	0.13
	60	132,353	131,928	76	349	0.06	0.32	19,437	19,417	20	0.10
	平成 2 年	96,759	96,472	50	237	0.05	0.30	14,813	14,804	9	0.06
	7	93,704	93,356	36	312	0.04	0.37	16,731	16,719	12	0.07
	12	115,484	114,933	38	513	0.03	0.48	20,156	20,134	22	0.11
	17	129,140	128,296	33	811	0.03	0.65	15,797	15,774	23	0.15
	22	101,007	99,915	37	1,055	0.04	1.08	10,008	9,980	28	0.28
	27	94,175	92,766	36	1,373	0.04	1.50	8,140	8,114	26	0.32
	28	90,213	88,806	19	1,388	0.02	1.56	7,660	7,625	35	0.46
	29	86,343	85,100	31	1,212	0.04	1.44	7,446	7,422	24	0.32
	30	84,110	82,884	32	1,194	0.04	1.46	7,353	7,328	25	0.34
	令和 元 年	80,240	78,957	56	1,227	0.07	1.60	6,733	6,701	32	0.48
簡 裁	昭和 55 年	102,282	102,062	54	166	0.05	0.22	11,958	11,949	9	0.08
	60	109,497	109,160	45	292	0.04	0.31	12,635	12,623	12	0.09
	平成 2 年	80,899	80,719	29	151	0.04	0.22	9,555	9,550	5	0.05
	7	78,589	78,350	23	216	0.03	0.30	9,552	9,546	6	0.06
	12	93,248	92,816	17	415	0.02	0.46	10,179	10,169	10	0.10
	17	103,582	102,912	17	653	0.02	0.65	8,631	8,621	10	0.12
	22	82,101	81,224	20	857	0.02	1.07	6,679	6,662	17	0.25
	27	78,880	77,685	20	1,175	0.03	1.51	5,610	5,595	15	0.27
	28	75,026	73,831	16	1,179	0.02	1.59	5,142	5,118	24	0.47
	29	72,053	71,056	27	970	0.04	1.38	4,899	4,887	12	0.24
	30	69,809	68,848	28	933	0.04	1.38	4,796	4,784	12	0.25
	令和 元 年	67,186	66,096	45	1,045	0.07	1.62	4,453	4,432	21	0.47
地 裁	昭和 55 年	25,461	25,339	40	82	0.16	0.48	7,241	7,225	16	0.22
	60	22,856	22,768	31	57	0.14	0.39	6,802	6,794	8	0.12
	平成 2 年	15,860	15,753	21	86	0.13	0.67	5,258	5,254	4	0.08
	7	15,115	15,006	13	96	0.09	0.72	7,179	7,173	6	0.08
	12	22,236	22,117	21	98	0.09	0.54	9,977	9,965	12	0.12
	17	25,558	25,384	16	158	0.06	0.68	7,166	7,153	13	0.18
	22	18,906	18,691	17	198	0.09	1.14	3,329	3,318	11	0.33
	27	15,295	15,081	16	198	0.10	1.40	2,530	2,519	11	0.43
	28	15,187	14,975	3	209	0.02	1.40	2,518	2,507	11	0.44
	29	14,290	14,044	4	242	0.03	1.72	2,547	2,535	12	0.47
	30	14,301	14,036	4	261	0.03	1.85	2,557	2,544	13	0.51
	令和 元 年	13,054	12,861	11	182	0.08	1.48	2,280	2,269	11	0.48

(注) 1 延べ人員である。

2 令和元年は速報値である。

第19表 差押・記録命令付差押・捜索（許可）状・検証許可状の請求と発付等（昭和55，60年，平成2，7，12，17，22，27～令和元年）－簡裁・地裁

裁判所 区分 年次	総 数						簡 裁						地 裁					
	請 求 (A)	発 付	却 下 (B)	取下げ (C)	$\frac{B}{A}$ %	$\frac{B+C}{A}$ %	請 求 (D)	発 付	却 下 (E)	取下げ (F)	$\frac{E}{D}$ %	$\frac{E+F}{D}$ %	請 求 (G)	発 付	却 下 (H)	取下げ (I)	$\frac{H}{G}$ %	$\frac{H+I}{G}$ %
昭和 55 年	89,747	(6) 89,235	152	360	0.17	0.57	67,958	(1) 67,667	63	228	0.09	0.43	21,789	(5) 21,568	89	132	0.41	1.01
60	111,631	(4) 110,681	190	760	0.17	0.85	89,718	89,039	102	577	0.11	0.76	21,913	(4) 21,642	88	183	0.40	1.24
平成 2 年	114,381	113,168	212	1,001	0.19	1.06	91,505	90,718	104	683	0.11	0.86	22,876	22,450	108	318	0.47	1.86
7	155,129	(1) 153,120	120	1,889	0.08	1.30	124,283	122,898	78	1,307	0.06	1.11	30,846	(1) 30,222	42	582	0.14	2.02
12	183,129	(3) 181,014	76	2,039	0.04	1.15	143,903	142,415	42	1,446	0.03	1.03	39,226	(3) 38,599	34	593	0.09	1.60
17	207,542	204,983	45	2,514	0.02	1.23	167,050	165,077	18	1,955	0.01	1.18	40,492	39,906	27	559	0.07	1.45
22	223,557	(6) 219,516	43	3,998	0.02	1.81	188,420	(1) 185,049	24	3,347	0.01	1.79	35,137	(5) 34,467	19	651	0.05	1.91
27	250,179	(4) 244,755	108	5,316	0.04	2.17	216,008	211,444	59	4,505	0.03	2.11	34,171	(4) 33,311	49	811	0.14	2.52
28	247,787	(5) 242,119	48	5,620	0.02	2.29	212,800	207,951	35	4,814	0.02	2.28	34,987	(5) 34,168	13	806	0.04	2.34
29	245,878	(6) 240,197	56	5,625	0.02	2.31	212,050	207,324	49	4,677	0.02	2.23	33,828	(6) 32,873	7	948	0.02	2.82
30	252,974	(4) 247,712	103	5,159	0.04	2.08	217,979	213,480	84	4,415	0.04	2.06	34,995	(4) 34,232	19	744	0.05	2.18
令和 元年	239,745	(1) 234,337	113	5,295	0.05	2.26	207,943	203,235	99	4,609	0.05	2.26	31,802	(1) 31,102	14	686	0.04	2.20

(注) 1 延べ人員である。
2 () 内は職種により発付された人員で外数である。
3 令和元年は速報値である。

第20表 勾留請求と勾留状の発付等

(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 22, 27～令和元年) —簡裁・地裁

裁判所 区分 年次	総 数						簡 裁						地 裁					
	請 求 (A)	発 付 (5,298) (5,692) (3,826) (4,076) (5,585) (5,199) (3,281) (3,128) (2,464) (2,534) (2,364) (2,252)	却 下 (B)	取下げ (C)	$\frac{B}{A}$ %	$\frac{B+C}{A}$ %	請 求 (D)	発 付 (789) (723) (534) (435) (561) (517) (330) (201) (142) (151) (137) (118)	却 下 (E)	取下げ (F)	$\frac{E}{D}$ %	$\frac{E+F}{D}$ %	請 求 (G)	発 付 (4,509) (4,969) (3,292) (3,641) (5,024) (4,682) (2,951) (2,927) (2,322) (2,383) (2,227) (2,134)	却 下 (H)	取下げ (I)	$\frac{H}{G}$ %	$\frac{H+I}{G}$ %
昭和 55 年	93,291	92,362	899	30	0.96	1.00	47,789	47,554	219	16	0.46	0.49	45,502	44,808	680	14	1.49	1.53
60	103,753	103,344	388	21	0.37	0.39	52,275	52,154	108	13	0.21	0.23	51,478	51,190	280	8	0.54	0.56
平成 2 年	76,914	76,525	378	11	0.49	0.51	42,700	42,614	76	10	0.18	0.20	34,214	33,911	302	1	0.88	0.89
7	90,977	90,664	287	26	0.32	0.34	47,168	47,092	66	10	0.14	0.16	43,809	43,572	221	16	0.50	0.54
12	122,916	122,354	549	13	0.45	0.46	62,533	62,427	94	12	0.15	0.17	60,383	59,927	455	1	0.75	0.76
17	152,445	151,720	711	14	0.47	0.48	78,690	78,548	133	9	0.17	0.18	73,755	73,172	578	5	0.78	0.79
22	123,289	121,634	1,648	7	1.34	1.34	75,833	75,445	384	4	0.51	0.51	47,456	46,189	1,264	3	2.66	2.67
27	115,888	111,979	3,891	18	3.36	3.37	70,604	69,538	1,053	13	1.49	1.51	45,284	42,441	2,838	5	6.27	6.28
28	111,391	106,995	4,394	2	3.94	3.95	66,592	65,222	1,369	1	2.06	2.06	44,799	41,773	3,025	1	6.75	6.75
29	107,267	101,993	5,268	6	4.91	4.92	63,591	62,035	1,551	5	2.44	2.45	43,676	39,958	3,717	1	8.51	8.51
30	104,720	98,544	6,169	7	5.89	5.90	59,827	57,900	1,921	6	3.21	3.22	44,893	40,644	4,248	1	9.46	9.46
令和 元年	100,379	94,115	6,262	2	6.24	6.24	58,049	55,936	2,111	2	3.64	3.64	42,330	38,179	4,151	-	9.81	9.81

(注) 1 延べ人員である。

2 () 内は職権により発付された人員で外数である。

3 令和元年は速報値である。

第21表 通常第一審における勾留，保釈請求，保釈人員及びその割合

(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 22, 27～令和元年) - 簡裁・地裁

裁判所	区分 年次	新受人員 (A)	その年中 に勾留状 が発付さ れた人員 (B)	その年中 に保釈が 請求され た人員 (C)	その年中 に保釈が 許可され た人員		勾留率 $\frac{B}{A}$ %	保釈率 $\frac{C}{B}$ %	保釈率 $\frac{D}{B}$ %	保釈率 $\frac{D+E}{C}$ %
					終局前(D)	終局後(E)				
総数	昭和 55 年	115,911	57,683	39,598	19,150	1,716	49.8	68.6	33.2	52.7
	60	115,899	61,693	29,301	14,224	859	53.2	47.5	23.1	51.5
	平成 2 年	79,850	43,922	20,814	11,008	640	55.0	47.4	25.1	56.0
	7	84,028	50,850	17,501	8,958	374	60.5	34.4	17.6	53.3
	12	109,728	67,906	18,292	8,831	282	61.9	26.9	13.0	49.8
	17	130,221	82,798	19,539	10,396	310	63.6	23.6	12.6	54.8
	22	98,551	65,125	20,809	11,741	477	66.1	32.0	18.0	58.7
	27	83,387	55,517	22,812	14,233	802	66.6	41.1	25.6	65.9
	28	78,891	51,587	23,918	15,182	1,129	65.4	46.4	29.4	68.2
	29	75,511	48,910	23,294	15,230	1,360	64.8	47.6	31.1	71.2
	30	75,225	48,190	22,534	15,493	1,468	64.1	46.8	32.1	75.3
	令和元年	72,937	46,297	23,223	14,813	1,339	63.5	50.2	32.0	69.6
簡裁	昭和 55 年	26,923	13,248	4,830	2,422	49	49.2	36.5	18.3	51.2
	60	24,958	12,996	3,237	1,657	46	52.1	24.9	12.8	52.6
	平成 2 年	16,087	9,067	2,148	1,292	18	56.4	23.7	14.2	61.0
	7	14,884	8,947	1,623	899	10	60.1	18.1	10.0	56.0
	12	15,587	9,621	1,282	722	-	61.7	13.3	7.5	56.3
	17	18,491	11,246	1,345	759	5	60.8	12.0	6.7	56.8
	22	12,164	8,210	1,257	661	3	67.5	15.3	8.1	52.8
	27	7,821	4,936	1,379	716	10	63.1	27.9	14.5	52.6
	28	6,991	4,331	1,295	682	10	62.0	29.9	15.7	53.4
	29	6,681	4,119	1,233	678	24	61.7	29.9	16.5	56.9
	30	6,197	3,734	1,136	679	11	60.3	30.4	18.2	60.7
	令和元年	5,384	3,250	995	564	22	60.4	30.6	17.4	58.9
地裁	昭和 55 年	88,988	44,435	34,768	16,728	1,667	49.9	78.2	37.6	52.9
	60	90,941	48,697	26,064	12,567	813	53.5	53.5	25.8	51.3
	平成 2 年	63,763	34,855	18,666	9,716	622	54.7	53.6	27.9	55.4
	7	69,144	41,903	15,878	8,059	364	60.6	37.9	19.2	53.0
	12	94,141	58,285	17,010	8,109	282	61.9	29.2	13.9	49.3
	17	111,730	71,552	18,194	9,637	305	64.0	25.4	13.5	54.6
	22	86,387	56,915	19,552	11,080	474	65.9	34.4	19.5	59.1
	27	75,566	50,581	21,433	13,517	792	66.9	42.4	26.7	66.8
	28	71,900	47,256	22,623	14,500	1,119	65.7	47.9	30.7	69.0
	29	68,830	44,791	22,061	14,552	1,336	65.1	49.3	32.5	72.0
	30	69,028	44,456	21,398	14,814	1,457	64.4	48.1	33.3	76.0
	令和元年	67,553	43,047	22,228	14,249	1,317	63.7	51.6	33.1	70.0

(注) 1 延べ人員である。

2 「勾留状が発付された人員」とは、第一審において受理時に既に勾留されていた人員及び受理後、終局前に新たに勾留状が発付された人員をいう。

3 保釈が請求された人員には、同一被告人に対して時を異にして保釈の請求があったときはその都度1人として計上した。

4 勾留率は、新受人員のうち勾留状が発付された人員の割合とは一致しないが、統計上は近似する。

5 保釈率は、勾留状が発付された人員のうち保釈が許可された人員の割合とは一致しないが、統計上は近似する。

6 保釈許可率は、保釈が請求された人員のうち保釈が許可された人員の割合とは一致しないが、統計上は近似する。

7 令和元年は速報値である。

第22表 準抗告事件の処理状況 (平成22年～令和元年) -地裁

事項	年次	裁判所 区分	地 裁	
			新受人員	原裁判又は原処分 の取消し・変更の あったもの
刑訴法 429条	平成22年		7,172	1,327
	23		7,608	1,371
	24		9,016	1,577
	25		9,438	1,512
	26		9,570	1,775
	27		10,323	2,018
	28		10,868	2,115
	29		11,166	2,205
	30		13,263	2,541
	令和元年		14,643	2,832
刑訴法 430条	平成22年		87	4
	23		154	31
	24		53	9
	25		263	9
	26		78	9
	27		151	15
	28		111	9
	29		110	6
	30		102	8
	令和元年		123	5

(注) 延べ人員であり、令和元年の数値は速報値である。

第23表 医療観察処遇事件における終局区分

(平成22年～令和元年) 一地域

区分 年次	終局 人員	終局区分																										
		入院・通院 (3・3条1項)							退院・入院継続 (4・9条又は5・0条)			処遇終了・ 通院期間延長 (5・4条又は5・5条)		再入院等 (5・9条)			その他											
		4・2条1項			処遇決定 中の入院 決定の割合 (A／ (A+B +C)) (%)	4・0条1項 (却下)		法42条 2項 (却下)	5・1条1項			5・6条1項		6・1条1項														
		入	院	通		院	医		療	を	行	確	認	等	可	了		了	延	長	入	院	棄	却	処	遇	終	了
		(1号) (A)	(2号) (B)	(3号) (C)		い	な		い	な	い	な	い	な	い	な		い	な	い	な	い	な	い	な	い	な	い
総数	17,238	2,508	358	526	73.9	5	105	3	10,169	1,961	348	173	638	72	11	4	357											
平成22年	1,347	242	61	46	69.3	-	17	-	679	157	34	11	55	5	1	1	38											
23	1,534	269	38	72	71.0	1	13	-	856	145	25	10	51	14	-	1	39											
24	1,691	257	39	74	69.5	-	11	2	955	189	45	18	49	4	2	1	45											
25	1,746	267	39	59	73.2	-	14	-	1,036	166	34	26	51	9	-	-	45											
26	1,859	262	31	53	75.7	1	8	-	1,139	203	31	22	66	6	1	-	36											
27	1,916	253	33	46	76.2	-	6	-	1,141	257	45	20	65	7	-	-	43											
28	1,769	237	36	50	73.4	1	13	-	1,054	210	37	14	75	7	2	-	33											
29	1,851	268	32	48	77.0	-	5	-	1,121	208	40	16	84	6	2	-	21											
30	1,810	241	26	41	78.2	-	11	1	1,093	243	28	15	71	5	2	-	33											
令和元年	1,715	212	23	37	77.9	2	7	-	1,095	183	29	21	71	9	1	1	24											

(注) 1 実人員である。

2 1人で複数の終局区分がある場合には、最も左にある区分のみに計上した。

3 「その他」は、入院・通院の申立て以外の申立てにおける却下(法51条2項、法56条2項及び61条2項)のほか、移送や取下げである。

4 令和元年の数値は速報値である。